

別表第1(第3条関係)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 補助対象事業者
高知DMAT設備整備事業	1チーム当たり 資機材 6,227,000円 1機関当たり 車両 400万円	日本DMAT(※1)の整備に必要な資機材(※2)の購入(各医療機関2チーム目まで)及び日本DMATが出動する際に使用する緊急自動車の購入(1機関1台まで)に必要な経費(赤色灯の設備及び車体へのDMAT車両である旨の表示に係る経費を含む。)	2分の1以内	DMAT指定医療機関(※3) (平成30年度に日本DMAT養成研修を受講し、DMAT指定医療機関に指定されることが確実であると知事が認める場合を含む。)
防災訓練参加支援事業	知事が必要があると認めた額	国が主催する防災訓練に参加するために必要な次の経費 旅費、需用費(燃料費)、 役務費(通信運搬費)、使用料 及び賃借料	10分の10以内	DMAT指定医療機関
災害時DMAT活動支援事業	知事が必要があると認めた額	災害時にDMATが救護活動を行うために必要な次の経費 人件費(報酬、給料、賃金、報償費)職員手当、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	10分の10以内	高知DMAT(※4)を擁する医療機関

- ※1 厚生労働省が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を受けた災害派遣医療チーム
- ※2 厚生労働省が示す「DMAT標準医療資機材」を参考にすること。
- ※3 高知DMAT運用計画第3条に基づき、DMAT指定医療機関として知事が指定した医療機関
- ※4 日本DMAT 及び県が実施する「高知DMAT研修」又は、四国他県が実施するDMAT養成研修を受講した県内の災害派遣医療チーム